



# 埼玉県報

第 2 2 5 2 号  
平成 23 年 1 月 11 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [\(仮称\)久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [農業振興地域の区域の変更\(農業政策課\)](#)
- [指扇北土地改良区営土地改良事業指扇北地区\(区画整理事業\)の換地計画の適否決定及び決定に係る換地計画書の写しの縦覧\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [元荒川土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画用途地域の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合の設立認可\(市街地整備課\)](#)
- [県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託に係る一般競争入札の公告\(総合教育センター\)](#)
- [県道所沢青梅線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公示\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さわやか学舎
- 三 代表者の氏名  
並木 正
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県新座市野火止二丁目七番十七号
- 五 定款に記載された目的  
（変更前）この法人は、子どもから高齢者まで、すべての人が互いの尊厳を尊重し、ふれあい、たすけあい、そして学び、誰もが生きがいをもって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。  
（変更後）この法人は、「新しいふれあい社会の創造」をスローガンに、子どもから高齢者まで、すべての人が互いの尊厳を尊重し、たすけあい、そして学び、誰もが生きがいをもって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第五十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、埼玉県から寄居町の区域内において行われる彩の国資源循環工場第二期事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

埼玉県北部環境管理事務所

寄居町生活環境課

深谷市環境課

小川町環境保全課

東秩父村保健衛生課

## 二 縦覧の期間

平成二十三年一月十一日（火）から同年一月二十五日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

# 告 示

埼玉県告示第五十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、久喜市から久喜市の区域内において行われる（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

久喜市産業基盤推進課

久喜市菖蒲総合支所環境経済課

久喜市鷺宮総合支所環境経済課

加須市環境政策課

加須市騎西総合支所環境経済課

白岡町環境課

## 二 縦覧の期間

平成二十三年一月十一日（火）から同年一月二十五日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

# 告 示

埼玉県告示第五十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、久喜農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 追加する区域

なし

## 二 削除する区域

久喜市のうち、次の区域

県道川越栗橋線の中心線、一級河川備前堀川と北中曽根字川妻の境、一級河川備前堀川と北中曽根字山ノ下の境、北中曽根字山ノ下と市街化区域の境、北中曽根字中谷と市街化区域の境、北中曽根字下谷と市街化区域の境、久喜市道久喜九号線と一級河川備前堀川の境、上清久字西谷の西側と市街化区域の境、六万部字西谷と市街化区域の境、上清久字西谷の東側と市街化区域の境、久喜市道久喜千二百七十四号線と上清久字二丁目千二百四十二番地一地先水路との境、久喜市道久喜千二百七十四号線と上清久字二丁目千二百四十五番地一地先水路との境、久喜市道久喜千二百五十四号線と上清久字二丁目千二百四十五番地一地先水路との境、久喜市道久喜千二百五十四号線と六万部字仁丁町七百八十四番地四地先水路との境、久喜市道久喜千八十四号線の中心線及び久喜市道久喜二百二十五号線の中心線を順次線で結んで囲まれた土地の区域

# 告 示

埼玉県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、指扇北土地改良区管土地改良事業指扇北地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十二年十二月二十七日適当と決定したので、同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十三年一月十二日から平成二十三年二月九日まで

## 二 縦覧場所

さいたま市役所

# 告 示

埼玉県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所	
理事	川島 重雄	越谷市大字野島	一八九番地

# 告 示

埼玉県告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定により、土地区画整理組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上田 清司

## 一 組合の名称

久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合

## 二 事業施行期間

平成二十三年一月十一日から

平成二十六年三月三十一日まで

## 三 施行地区

久喜市北中曽根字下新田前及び字下谷の各全部、字薬師前、字中谷、字上新田前、字山ノ下及び字川妻の各一部、所久喜字小ヶ原井の一部、六万部字西谷の全部、上清久字西谷の一部、清久町の一部

## 四 事務所所在地

久喜市北中曽根字薬師前六一番四

## 五 設立認可の年月日

平成二十三年一月十一日

## 六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

## 七 公告の方法

事務所及び久喜市役所の掲示場に掲示して行う。

# 告 示

埼玉県告示第六十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

県立総合教育センター研修サポートシステム運用保守業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成23年3月26日(土)から平成24年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県立総合教育センター所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒336-8555 埼玉県さいたま市緑区大字三室1305番地1 埼玉県立総合教育センター総務担当 田澤 電話048-874-1221（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

- 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

- イ 紙媒体による場合

- 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年2月23日（水）午前9時50分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年2月22日（火）午後5時まで

- なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年2月23日（水）午前9時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

- 埼玉県立総合教育センター 平成23年2月23日（水）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金

- 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年2月2日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年1月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

### (1) Nature of Services Required

Consignment of the management services in regard to the Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Center.

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system;9:50 a.m., February 23,2011 . By mail;5:00 p.m., February 22,2011.

In person;9:30 a.m., February 23,2011.

(3) Contact point for more information :

General Affairs Section,Saitama Prefectural Education Center,

Mimuro 1305-1,Midori-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 336-8555,

Phone:048-874-1221

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 渡 辺 孝 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>三二五番一地先まで 同市大字宮寺字的場</p>	<p>入間市大字宮寺字的場 三二五番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・三〇〇 一一・六五</p>	<p>七・五〇〇 七・六五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>二三・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>自転車歩行者道整備 工事による。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年七月二十一日

指令川建セ第二二〇二二〇号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十二月二十四日

川建セ第二二一九号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字西打越三 七番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾三 六番地

稲葉 明裕

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目十六番一号 佐 藤 和 子

二 建築協定区域

比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目千五百十五番四百二十三他八十一筆

# 告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十三年一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第五号	平成二十二年十二月十日	埼玉県朝霞市朝志ヶ丘二丁目千五百三十七番一	埼玉県川越建築安全センター